



2024. 5. 7

桜も散り、ゴールデンウイーク到来です。円安のため街にはインバウンド客でいっぱい。新幹線は外人客が多く、駅のホームは大きな荷物を抱えた人がいっぱいです。経済はというと、円安傾向はしばらく続くでしょう。物価は上昇です。ランチも 1000 円超えるようになりました。

### 所得税の定額減税

定額減税額 納税者本人：30000 円 同一生計配偶者及び扶養親族：30000 円/一人当  
同一生計配偶者：合計所得金額<48 万円

扶養親族も 16 歳未満は所得税では控除対象になりませんが、定額減税では扶養親族全員が対象になります。

事業所得等の方は第 1 期分の税額から定額減税額を控除した額を納付します。控除しきれなかった額は第 2 期以降から順次控除されます。

### 財産債務調書について

所得 2000 万円超なら確定申告時に「財産債務調書」で全財産の明細を添付するように添付しました。(調査ナシ記載漏れ罰則ナシ) 2015 年からは所得 2000 万超かつ総資産 3 億円以上または有価証券等だけで 1 億円以上なら提出義務ありです。

2023 年から**資産 10 億円以上**ならば、所得がゼロであっても無条件で調書提出義務ありです。

### 贈与税を払って相続税を減らす。

相続なら：相続人 2 人、相続財産 1 億円。相続税は 770 万円 単純平均の税率は 7.7%

贈与なら：子一人に 310 万円贈与して贈与税 20 万円。

### 20 万円の贈与はもったいない？

310 万円の贈与により相続財産は 310 万減って 9690 万円。財産が減ったので相続税額 46 万円減です。46 万円とは 310 万の 15%。相続財産 310 万減、その部分の適用税率です。

減る相続税 46 万ー払う贈与税 20 万=26 万の節税

**なぜ 310 万？**：贈与税の基礎控除は 110 万そして贈与税税率での最初の税率 10%部分は 200 万。合計で 310 万これを超えると 15%

相続財産	相続人子2人相続税	平均税率	摘要累進税率	贈与税	贈与税額	平均税率
1億	770万	7.70%	15%	110万	0	0%
2億	3340万	16.70%	30%	310万	20万	6.40%
3億	6920万	23.10%	40%	510万	50万	9.80%
5億	1億5210万	30.40%	45%	710万	90万	12.60%
7億	2億4500万	35.00%	50%	1110万	210万	18.90%
10億	3億9500万	39.50%	50%			

資産家なら毎年各子に贈与税額での贈与。銀行振込で証拠を残し、子が税務署で贈与税申告します。

### 親による子名義借用の預金

親が子名義の預金通帳を作成、子に秘密にしたまま、親の預金から子の預金に毎年310万の振込、子の名前で勝手に贈与税申告までしてしまう・・・は贈与にはなりません。親の財産として相続税が課税されます。子への贈与で贈与税7年以内に親が死亡だと贈与財産は相続財産に加算され贈与効果は消えます。

### 家族信託の組成に伴う費用については

- 1 概略の設計： 認知症や障害のある方の後見など
- 2 組成の意思決定： 相続人ならびにご家族の同意
- 3 関係する方々への説明とご理解をえる
- 4 信託契約書作成など「実務」を行う段階
- 5 信託組成後の継続的なフォロー

コーディネーター契約組成で30万円（資産加算あり）不動産を信託登記の場合は登録免許税など

将来の介護費・後見費用と係る費用と資産の保全

相続対策の可能性など勘案して決めるべき。何よりも家族の理解が必要です。

気軽にお問い合わせください。

ひまわり相続相談室：075-802-0215 携帯 090-6671-9268

Email:himawarisouzoku@outlook.jp